

# 令和8年度 山口市認知症カフェ設置運営団体募集要項

募集の趣旨	<p>認知症の人とその家族、地域の人や専門職など、誰もが気軽に参加できる居場所づくりや、地域住民等が認知症についての理解を深める場づくり等を目的として、「認知症カフェ」を整備します。</p> <p>この募集は、「認知症カフェ」の設置、運営を行う団体を選定する目的で行うものです。</p>
募集内容	<ul style="list-style-type: none"><li>■時期 令和8年度中に開設が見込まれるもの</li><li>■募集地域 市内全域(21地域) ※すべての地域に認知症カフェを設置することを目指しています。 現在未設置の地域を優先とする場合があります(未設置地域:大殿、湯田、大内)。</li><li>■事業の内容<ul style="list-style-type: none"><li>・認知症の人や家族の居場所づくり、交流、情報交換等を目的にし、認知症支援の拠点を設置する。</li><li>・認知症カフェの定義及び認知症カフェに必要な要素等を踏まえながらプログラムを実施する。</li></ul></li></ul> <div data-bbox="252 801 1385 1032" style="background-color: #f9f9f9; padding: 10px;"><p><b>認知症カフェの定義</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・オープンな認知症カフェであること(地域との交流)</li><li>・認知症の人やその家族が主体の場であること(参加の自由)</li><li>・認知症の人、その家族同士の交流の場であること(安心感)</li><li>・参加することで、認知症の本人ができることを見つける場であること(役割を見つける)</li><li>・認知症に関する相談に答える場であり、情報の発信をする場であること(認知症の啓発)</li></ul></div> <div data-bbox="252 1048 1385 1361" style="background-color: #f9f9f9; padding: 10px;"><p><b>&lt;認知症カフェに必要な7つの要素&gt;</b></p><ol style="list-style-type: none"><li>【1】認知症の人が、病気であることを意識せずに過ごせる。</li><li>【2】認知症の人にとって、自分の役割がある。</li><li>【3】認知症の人と家族が社会とつながることができる。</li><li>【4】認知症の人と家族にとって、自分の弱みを知ってもらえていて、かつそれを受け入れてもらえる。</li><li>【5】認知症の人とその家族と一緒に参加でき、それ以外の人が参加・交流できる。</li><li>【6】どんな人も自分のペースに合わせて参加できる。</li><li>【7】「人」がつながることを可能にするしくみがある。</li></ol></div> <ul style="list-style-type: none"><li>■認知症カフェの設置要件<ol style="list-style-type: none"><li>【1】実施場所<ul style="list-style-type: none"><li>・活動を行うために必要な場所を確保すること(参加者が10名以上対応できる広さ)。</li><li>・医療関連施設及び高齢者関連施設の一部を利用せず、地域の資源を活用して行うこと。</li></ul></li><li>【2】開設日数等<ul style="list-style-type: none"><li>・月1回以上、1日2時間以上開設すること。</li><li>※開設については曜日や日を固定する等、利用しやすいよう十分配慮して設定すること。</li></ul></li><li>【3】開設期間<ul style="list-style-type: none"><li>・3年以上継続して開設する見込みがあること。</li></ul></li><li>【4】人員配置<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の実施に必要な人員を確保すること。</li><li>・認知症に関する相談や対応が可能な人員を配置することが望ましい。</li></ul></li><li>【5】利用料<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の実施にあたっては、社会通念上相当な額の範囲内で一定の利用料を定め、利用者から当該利用料を徴収しても差し支えないものとする。</li></ul></li><li>【6】地域、関係機関等との連携<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の実施にあたっては地域包括支援センターや介護保険サービス事業者、地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるように努めること。また幅広い世代の地域住民にも開放し、地域住民との交流を促進すること。</li><li>・オレンジサポーターの積極的な活用を検討すること。</li></ul></li></ol></li></ul>

募集内容	<p>【7】 遵守事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフの清潔の保持、健康状態の管理。</li> <li>・スタッフまたはスタッフであった者の秘密の保持。</li> <li>・茶菓子等を提供する際の衛生管理、食品を提供する際は食品衛生責任者を配置すること。</li> <li>・損害賠償保険に加入すること。</li> <li>・事故発生時の対応。</li> <li>・認知症の相談・支援に応じることができること。</li> <li>・市と協働して、認知症施策の推進に努めること。</li> <li>・他の事業に係る経費とを明確に区別すること。</li> </ul> <p>【8】 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置予定地域にすでに認知症カフェが設置されている場合は、プログラム内容や実施場所について、ご相談させていただく場合があります。</li> </ul>								
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回開催の場合「10,000円×実施月数」、月2回以上開催の場合「15,000円×実施月数」を上限に補助。</li> <li>・初年度については整備費用として150,000円を上限に補助。</li> </ul> <p>※対象経費等は要綱別表を参照。</p>								
応募資格	<p>募集団体は、次の(1)から(4)の要件を全て満たす団体とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。</li> <li>(2) 山口市暴力団排除条例(平成23年12月22日山口市条例第33号)第2条に規定する暴力団または暴力団員の統制下にある団体でないこと。</li> <li>(3) 法人については、申請日において法人市民税を滞納していないこと。</li> <li>(4) 認知症カフェを3年以上継続して設置運営する意思があること。</li> </ol>								
応募方法	<p>■募集期間：令和8年4月1日(水)～令和8年12月28日(月) (ただし、予算額に達した時点で受付を終了とします。)</p> <p>■提出先：山口市役所 高齢福祉課</p> <p>■提出書類：認知症カフェ事業計画書、収支予算書 (任意の様式でも可。認知症カフェの定義や要素を満たす内容を示した計画書であること。)</p>								
選定方法	<p>募集期間を通して、随時応募順により書類審査及び必要に応じてヒアリング、現地調査を行い、認知症カフェ設置・運営団体を選定します。</p>								
審査の視点	<table border="1" data-bbox="252 1435 1246 1671"> <tr> <td data-bbox="252 1435 624 1518">運営に関すること</td> <td data-bbox="624 1435 1246 1518">認知症支援や在宅医療・介護に関する実績、人員体制、取組姿勢、継続した開設の見込み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1518 624 1570">運営所在地の適格性</td> <td data-bbox="624 1518 1246 1570">場所の利便性、会場の広さや安全性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1570 624 1621">活動計画</td> <td data-bbox="624 1570 1246 1621">提案内容、相談体制、実施手法の具体性、独自性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1621 624 1671">地域との連携</td> <td data-bbox="624 1621 1246 1671">地域や関係機関との連携</td> </tr> </table>	運営に関すること	認知症支援や在宅医療・介護に関する実績、人員体制、取組姿勢、継続した開設の見込み	運営所在地の適格性	場所の利便性、会場の広さや安全性	活動計画	提案内容、相談体制、実施手法の具体性、独自性	地域との連携	地域や関係機関との連携
運営に関すること	認知症支援や在宅医療・介護に関する実績、人員体制、取組姿勢、継続した開設の見込み								
運営所在地の適格性	場所の利便性、会場の広さや安全性								
活動計画	提案内容、相談体制、実施手法の具体性、独自性								
地域との連携	地域や関係機関との連携								
審査結果の通知	<p>選定結果は、応募団体に対し文書で通知します。</p>								
設置運営にあたり遵守すべき法令等	<p>認知症カフェ設置、運営に際しては、それぞれ該当する以下の法令等及び条件を遵守していただきます。なお、ここに掲げる法令、条例及び関係規定が全てではないのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法及び関係法令等</li> </ul>								
お問い合わせ先	<p>■山口市役所 高齢福祉課 担当： 〒753-8650 山口市亀山町2番1号 TEL:083-934-2792 FAX:083-934-2647 E-mail:hokatsu@city.yamaguchi.lg.jp</p>								